第八条各号列記以外の部分	法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第百四十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第百四十条の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「改正前厚生年金特例法」という。）
第八条第一号	法第四条第一項	平成二十五年改正法附則第百四十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法第四条第一項
	厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この号において「改正前厚生年金保険法」という。）
	同法	改正前厚生年金保険法
	厚生年金基金令	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令
第八条第二号	法	平成二十五年改正法附則第百四十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法
第九条	法	平成二十五年改正法附則第百四十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法
	厚生年金基金	平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金
第十条から第十二条まで	法	平成二十五年改正法附則第百四十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法
第十九条（第二号に係る部分を除く。）	法第十条	平成二十五年改正法附則第百四十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法第十条

2　存続連合会については、改正前厚生年金特例法施行規則第十四条から第十八条まで及び第十九条（第一号に係る部分を除く。）の規定、改正前厚生年金特例法施行規則第十八条第一項において準用する改正前厚生年金特例法施行規則第七条の規定並びに改正前厚生年金特例法施行規則第十八条第二項において準用する改正前厚生年金特例法施行規則第九条の規定は、平成二十五年改正法附則第百四十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法第七条から第九条まで及び第十九条の規定を適用する場合について、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金特例法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十四条各号列記以外の部分	法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第百四十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第百四十条の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「改正前厚生年金特例法」という。）
第十四条第一号	法第七条第一項	平成二十五年改正法附則第百四十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法第七条第一項
	厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第六十一条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この号において「改正前厚生年金保険法」という。）
	同法	改正前厚生年金保険法
第十四条第二号	法	平成二十五年改正法附則第百四十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法
	当該	改正前厚生年金特例法第五条第一項に規定する対象設立事業主をいい、当該
	に規定する解散した基金	に規定する解散した平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金（以下「基金」という。）
第十五条	法	平成二十五年改正法附則第百四十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法
第十六条	法	平成二十五年改正法附則第百四十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法
	企業年金連合会	平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する存続連合会
第十七条及び第十八条第二項	法	平成二十五年改正法附則第百四十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法
第十九条（第一号に係る部分を除く。）	法第十条	平成二十五年改正法附則第百四十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法第十条

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　存続厚生年金基金については、第十三条の規定による改正前の厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の規定は、なおその効力を有する。